

静岡県公立高等学校3年次研修実施要領

1 趣旨

この要領は、静岡県教育委員会年次別研修事業実施要綱（平成33年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第20条の規定に基づき、高等学校の3年次研修の実施に関し、必要な事項を定めることとする。

2 対象者

実施要綱第18条に規定する者のうち、高等学校に勤務するものとする。ただし、異校種交流者、特別研修派遣者及び高等学校中等部に勤務するものを除く。

3 校内研修

- (1) 校内研修は、校内において実施するチーム研修とする。
- (2) チーム研修は、3年次研修者が、校内の複数の教員とともに自律的、主体的に学び合うことにより、お互いの資質能力の向上を目指すものとし、年2回以上、1回30分から1時間程度実施する。

4 校外研修

- (1) 校外研修は、校外で実施する研修とし、自主研修及び静岡県総合教育センター（以下「センター」という。）が企画し、運営する研修（以下「センター研修」という。）とする。
- (2) 自主研修は、3年次研修者が自己のキャリアデザインに応じ、自律的、主体的に計画し実施するものとし、日数は2日とする。
- (3) 自主研修に要する旅費は、3年次研修者1人について静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）の決定額以内とする。
- (4) センター研修は、3年次研修者の所属校における校内研修を補完するものとし、日数は1日とする。

5 研修実施計画

- (1) 3年次研修者は、3年次研修について、3年次研修実施計画（様式第1号）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、3年次研修実施計画により、研修実施計画表（様式第2号）を作成し、静岡県総合教育センター所長（以下「センター所長」という。）に提出する。

6 研修実施報告

- (1) 3年次研修者は、3年次研修終了後、3年次研修実施報告（様式第3号）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、3年次研修実施報告により、研修実施報告表（様式第4号）を作成し、センター所長に提出する。

7 研修の欠席等

校長は、次に掲げる3年次研修者がいる場合、県教委が別に定める「欠席・変更届」を作成し、センター所長に提出する。

- (1) 3年次研修の全部又は一部を欠席する者
- (2) 改姓がある者

8 委任

この要領に定めるもののほか、3年次研修の実施に関し、必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要領は、平成33年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

研修員 番号	職員番号	研修員氏名	期	研修名	報告・感想
				校内研修 (チーム研 修)	
				校外研修 (自主研修)	
				校外研修 (センター 研修)	
				次年度への 抱負 今後の課題	

研修員 番号	職員番号	研修員氏名	期	研修名	報告・感想
				校内研修 (チーム研 修)	
				校外研修 (自主研修)	
				校外研修 (センター 研修)	
				次年度への 抱負 今後の課題	